

| 令和4年第6回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日） | | | | | | |
|--|----------------|-----------|--------------|------|------|-------|
| 招集年月日 | 令和4年12月2日 | | | | | |
| 招集の場所 | 太良町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時及び宣告 | 開議 | 令和4年12月9日 | 9時30分 | 議長 | 坂口久信 | |
| | 閉会 | 令和4年12月9日 | 12時3分 | 議長 | 坂口久信 | |
| 応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席1名 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 |
| | 1番 | 山口一生 | 出 | 7番 | 田川浩 | 欠 |
| | 2番 | 西田辰実 | 出 | 8番 | 江口孝二 | 出 |
| | 3番 | 松崎近 | 出 | 9番 | 所賀廣 | 出 |
| | 4番 | 坂口久信 | 出 | 10番 | 川下武則 | 出 |
| | 5番 | 待永るい子 | 出 | 11番 | 久保繁幸 | 出 |
| | 6番 | 竹下泰信 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 9番 | 所賀廣 | 10番 | 川下武則 | 11番 | 久保繁幸 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | (事務局長) 今泉哲也 | | (書記) 針長俊英 | | | |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 | 永淵孝幸 | 環境水道課長 | 川崎和久 | | |
| | 副町長 | 每原哲也 | 農林水産課長 | 今田徹 | | |
| | 教育長 | 松尾雅晴 | 税務課長 | 中川博文 | | |
| | 総務課長 | 田中照海 | 建設課長 | 浦川豊喜 | | |
| | 財政課長 | 西村芳幸 | 会計管理者 | 山崎浩二 | | |
| | 企画商工課長 | 津岡徳康 | 学校教育課長 | 萩原昭彦 | | |
| | 町民福祉課長 | 森川陽子 | 社会教育課長 | 安本智樹 | | |
| | 健康増進課長 | 中溝忠則 | 太良病院事務長 | 井田光寛 | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和4年12月9日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議員定数に関する特別委員長報告
請願第1号 太良町議会の議員定数削減に関する請願について
- 日程第3 議案第62号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第63号 太良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第65号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第68号 太良町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 日程第10 議案第69号 太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第70号 太良町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第71号 太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第72号 太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第73号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第74号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第75号 2年災47-101号御手水地区災害復旧工事の請負変更契約の締結について
- 日程第17 議案第76号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第77号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第78号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第79号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第80号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第81号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第82号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第24 議案第83号 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第25 議案第84号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第85号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議案第86号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第87号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第88号 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案一括上程
町長提案 議案第89号～議案第90号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第89号 教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第3 議案第90号 教育委員会委員の任命について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、12月2日本会議の署名議員として田川議員を指名しておりましたが、欠席届が提出されておりますために、会議規則第121条の規定により新たに11番久保議員を指名をいたします。

日程第2 議員定数に関する特別委員長報告

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議員定数に関する特別委員長報告。

本件は、去る3月定例会に提出され、議員定数に関する特別委員会に閉会中の継続審査を付託しておりました請願第1号 太良町議会の議員定数削減に関する請願について、議案集6ページのとおり報告書が提出をされております。

本件を議題とし、議員定数に関する特別委員会委員長の報告を求めます。

○議員定数に関する特別委員長（川下武則君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、令和4年第2回太良町議会定例会におきまして議員定数に関する特別委員会に付託されました請願第1号 太良町議会の議員定数削減に関する請願について審査いたしましたので、経過と結果についてを御報告いたします。

本請願は、令和3年12月15日に太良町区長会会長永渕武氏及び太良町全区長より提出されたものであります。

本請願の趣旨は、人口減少や無投票になった議員選挙などを考慮し、今後の町行財政等を長期的に展望する場合、議員定数削減は避けて通れないということで、町議会議員の定数を11名から8名へ削減することについて審議することとなっております。

3月8日の第1回目の特別委員会では、請願の内容を確認し、取扱いについては継続審査として毎月1回程度開催し、慎重審議することとなりました。

第2回目から具体的な内容審議に入り、昭和62年に18名いた議員の定数が現在の11名になった経緯とその背景と報酬、類似団体との議員数の比較、県内の状況など、現状把握を重点的に行いました。

12月議会までに結論を出すという目標を掲げ、7月には県内の定数削減問題を対応された伊万里市と大町町に視察研修を行いました。伊万里市については、特別委員会を設置し専門家の意見や各種団体との意見交換会を行うなど調査研究をされていましたが、最終的な結論として、議員が少なくなると多様な市民の声を市政に反映できなくなるなどの理由から定数削減は見送られていました。大町町については、前回の選挙から10名を8名に2名削減され議会活動をされております。当日は大町町の全議員さんに参加していただき、定数削減の経過やきっかけ、メリット、デメリット等について意見交換をいたしました。いずれの視察も今後の検討材料として重要な視察研修となりました。

8月に開催しました第6回の特別委員会では、区長会役員さんや前区長会長にも出席をいただき、提出された請願書の趣旨を聞く機会を設け、詳しく説明をしていただきました。

10月7日に有識者を招いた講演会として、早稲田大学マニフェスト研究所の長内紳悟氏による「自立的・自律的な太良町議会でなければ地域課題の解決はない～議員の定数を決めるモノサシとは～」という演題で約100名の参加者の下、講演会を開催しました。議員のあるべき姿を厳しく指摘される部分もあり、議員にとって身の引き締まる講演でもありました。また、その際参加者にアンケート調査を行い、77名の方から回答を得ました。その講演については約88%の方が理解できたということ、議会活動や議員定数、議会への要望等、様々な貴重な意見を記入いただき、大変参考となり有意義な講演会となりました。

その後、10月19日に各種団体の代表者にお集まりいただき、講演会時に行ったアンケートの結果報告や議会に対する意見や要望などをお聞きし、充実した意見交換会を実施できまし

た。

最終の11月22日に実施した第10回特別委員会では、区長会が実施されました太良町議会に関する住民アンケートの結果を全議員に配付し、審議の参考とさせていただきました。その後、全ての質疑等を終え、約8か月間にわたる10回の特別委員会を終了いたしました。

特別委員会の討論では6名の反対討論、3名の賛成討論が行われ、採決の結果、賛成3名で請願第1号 太良町議会の議員定数削減に関する請願は、賛成少数、賛成3、反対7をもって不採択すべきものと決定いたしました。

以上で定数削減に関する特別委員会に付託されました案件は、審査の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

議員定数に関する特別委員会の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告につきましては、全議員で構成する委員会の審査報告で、内容も判明をいたしております。よって、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定いたしました。

委員長は自席にお戻りください。

ただいまから討論に入ります。

まず、原案に賛成の方、発言を許可をいたします。

○8番（江口孝二君）

私は、議員定数を11名から8名に削減する本請願については賛成いたします。

議員定数を定める要素は選出母体である住民の数を考慮すべきであり、太良町では2030年には6,000人を割り込むことが予想されています。また、財政においても税収は伸び悩み、財政力指数は県下最下位で、議会も身を切る覚悟が必要と思います。

議会の使命は、地方公共団体の具体的政策の決定と執行機関の運営の監視であります。たとえ議員削減となったとしても、それぞれ議員が創意工夫することでその職責は果たすことができると思います。よって、議員定数削減に賛成します。

○議長（坂口久信君）

反対の方。

○6番（竹下泰信君）

今回、区長会から提出されました太良町議会の議員定数削減に対する請願書の内容、議員定数を11名から8名に削減する請願に対し、反対の立場に立って発言をいたします。

今回提出されました議員定数を11名から8名に3名削減することが太良町の住民、あるいは各種団体等にとって本当にプラスになるかを考えてみますと、決してプラスにはならない

のではないかと思います。

請願書の趣旨にもありますように、議会は、町民の多様なニーズを酌み取って行政に施策として反映させるとともに、執行機関のチェック機能としての役割を果たしています。令和4年度の当初予算は、一般会計で81億円、特別会計では17億6,000万円、事業会計で17億7,000万円、合わせて116億3,000万円の予算となっています。いずれも歳入歳出を照合、確認をしているところでございます。

また、令和4年1月の臨時議会から今回12月の定例会までの1年間に請願1件、報告7件、意見書3件、88件の議案審議を行うことになっているところでございます。予算及び議案の具体的審議については議長を除く10名で行っており、事務量の大きさが理解できるのではないかとこのように思います。

議員定数を減らすことにより町民の多様な意見が反映できなくなる可能性があること、議員数が8名になると現存する委員会の委員が4名ずつとなりまして、委員長を除く3名で検討、審議を進めることが想定され、意見反映の硬直化が危惧されるところでございます。人口減少の課題は避けて通れませんけれども、人口が減少することによって高齢化社会が進めば、課題はより多くなっていくことも事実です。そのためにも、議員の数の確保は必要ではないかと考えます。

地域の代表や各種団体の代表など、多くの町民が進んで立候補できる環境を整えて、議会の活性化、役場の活性化、そして太良町の活性化については、みんなで、みんなの意見を結集して太良町を創造していくことが大切だと考えます。

意を尽くしませんけれども、以上が私の意見でございます。

○議長（坂口久信君）

賛成の方。

○5番（待永るい子君）

定数削減に賛成をする立場から発言をさせていただきます。

今のままで新人が出馬しない限り、また無投票ということになります。民主主義の下では議員は選挙によって住民から選ばれとされており、民主主義自体が揺らいでいきます。

今のところ、地方自治法第89条には自治体に議会を置くだけで規定をされておりますが、政府の地方制度調査会が地方議会の責務法規として、1つ、議会は住民が選んだ議員で組織する、2、自治体の重要な意思決定に関する議決を行う、3、議員は住民の負託を受けて誠実に職務を行うの3点を新たに規定するとの発表がありました。住民が選んだ議員が議会の一員となり得るわけで、手挙げ方式ではないと考えます。

2点目の理由は、先日講演に来ていただいた長内先生のお話の中で、太良町のビジョンに向けて制度設計、政策立案、政策提案ができていて十分に機能を発揮しているのであれば定数はそのままか増やしてもよいとありましたが、今の議会ではできていない。予算権のない

議会に政策立案はできないかもしれませんが、一般質問で個人的に政策提案しているのが精いっぱいではないかと思えます。また、専門家が提案された議員同士の徹底した話し合いもできていないのではないかと、11人の議員だったら55本のキャッチボールができると先生は言われましたが、つながったことがあるのか非常に疑問に感じております。

3点目は、1点目の無投票に関連いたしますが、もしも新しく出馬する人がいなければ、議員削減しないとまた同じ人がメンバーになりなかなか新陳代謝ができず、組織自体がよどんでくるのではないかという心配もあります。

4点目、人口も減少しており、議員削減で議会が動かなくなれば本末転倒ですが、委員会を全ての議員が兼務すれば問題はなく、例えば通年議会にすることで住民さんにも議員の仕事をより理解していただくことにつながり、このように代替策があるのなら、11人いなくてはならない理由づけにはならない。

以上、4点の理由から議員削減に賛成をいたします。

○議長（坂口久信君）

反対の方。よかですか。

賛成の方。

○1番（山口一生君）

私は、出された請願、議員の定数を11名から8名に削減をするという請願に賛成をいたします。

今のお二人に言っていた部分もあるんですけども、まずもって人口が急速に減少する中、議員だけがそのままスライドするわけにはいかないと強く思っています。

無投票になる、選挙が起きないということについては、立候補がしにくい町全体の雰囲気も反映しているとは私は思っています。そこで、区長会、全ての区長さんからこの請願が出されということの重みが、議会はすごくそれを今回重く受け止めています。

1年にわたっていろんな議論をしました。多様性が損なわれてしまうんじゃないとか、声はすくえないとかっていろんなことがあるんですけども、今現在11人で多様性があるかという、ないです。声をすくえてるかという、すくえていないと思います。若者の、例えば私より下の年代の声が反映されているかという、反映されているとは言い難い状況にあります。

なので、まず議会のほうで身を切る改革、これの定数を削減をしてもう一度選挙を行い、そしてメンバーの入替え等、本当に今から、これから先、考えを持ってやっていくぞというところで仕切り直しをする必要があると私は強く思っています。それで、その先で、執行部に対して言えることも言えるようになるのかなと私は個人的に思っています。

以上が私の賛成する理由となります。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

討論ないので、採決いたします。

請願第1号 太良町議会議員定数削減に関する請願について、本案に対する委員長報告は不採択すべきものであり、本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立少数。よって、本案は不採択することに決定をいたしました。

日程第3 議案第62号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第62号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第62号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第63号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第63号 太良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第63号 太良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第64号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第64号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第64号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第65号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第65号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

議案の37ページの別紙のところに職員の高齢者部分休業に関する条例というのが案で示されておりますけれども、この部分休業の具体的な内容について説明を行っていただきたいと思っております。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

条例案の第2条でございますけど、職員の通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で5分を単位として行うということで、申請者が申請をして任命権者が了解すれば、勤務時間の2分の1を超えない範囲で部分休業という形で承認を行うという、そういう制度でございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

この部分休業というのは、有給休暇の一部ということになるんですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

有給休暇とは概念がちよっと異なりまして、通常の勤務時間で申請をして休むということですので、その分、当然給料の減額ということになってございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

この部分休業の理由というか、そういうのも申請時に出すということになるわけですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

ここには条例で出しておりますけど、別建てで規則で決め事があるんですけども、申請をしていただく理由が、本人が例えばボランティア活動とか、地区の行事とか、そういうのに業務的にやりたいという、もしそういう理由で任命権者が承認すれば、という理由で申請を受け付けることになってございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第65号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第66号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第66号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

議案の40ページに別紙ということで条例の案が示されております。

これを見ますと、予防接種の健康被害の調査委員会の委員の日額を4,000円やったものを、医師、薬剤師等の委員については日額2万円を追加ということになってますけれども、この追加の理由について説明をしていただきたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

まず、この太良町予防接種健康被害調査委員会というのがございます。この組織の中に副町長及び所轄の保健所長さん、あるいは県医師会会長が推薦していただけます医師、それと地区の医師会が推薦いただく医師、あと学識経験者で委員会が組織されております。この中でもともと区分として医師の区分がなかったものですから、その分の区分の追加と報酬額の現行を今回改正するものでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

医師と薬剤師についてはこれまでなかったから2万円の報酬を追加したということの説明ですけれども、この2万円というのの根拠についてはどういう理由か説明をお願いいたします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

太良町の講師謝金及び報償費の費用に関する事務取扱基準がございまして、この中で、医師1回当たりの報酬額が2万円相当ということで記載がございまして、その額を計上しているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、これまでは医師、薬剤師については委員の中に入っていなかったのか、それとも入ったけど報酬については日額4,000円で支払ったのか、いずれかどういう理由ですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

もともとお医者さんも入っていらっしゃいましたけど、報酬額が議員御案内のとおり4,000円でお支払いしておりましたので、今回額を改正する次第でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

この2万円を医師、薬剤師さんにはお支払いするということなんですけれども、これは太良町だけでやられていることなのか、国全体でこういった動きがあるのか、どちらなんでしょう。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

もともとこの協議につきましては、予防接種法で定めております健康被害に遭われた方が町のほうに申請をされて、この調査委員会が立ち上げられます。したがって、この健康被害があったときに町がその内容を、申請書類を県のほうに進達を行いますので、まずは町自体で委員会を設置して会議を行うものでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

この予防接種の健康被害の委員会ということで、医師、薬剤師だけがその日当が上がるというか、急に2万円ということでなんかちょっと不自然な部分を感じるんですけれども、もう一度この2万円になった根拠を説明してもらってもいいですか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この金額の2万円の根拠ということで御質問ですけど、近隣の市町の報酬額のほうをうちのほうで調べましたところ、この金額が相当じゃなかろうかということで、この金額に至った次第でございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

例えばこの予防接種の健康被害が、例えば1,000人単位とかで今後出てきた場合は毎日これを行うぐらいの量になってくると思うんですけれども、それも例えば365日掛け2万円でお支払いするような結果になるということではよろしいでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

一番最初に答弁いたしましたとおり、この委員会につきましては365日じゃなくて、あくまでも県への進達が目的でございますので、その進達書類、あるいは書類と申しますとその患者さんのカルテ、あるいはレントゲンの記録とかそういったものを委員会の中でその書類が妥当か、妥当じゃなかろうかというふうなことで協議を行う会議でございますので、大体365日毎日行う協議ではございませんので、数回行われる会議だと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第66号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第67号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第67号 太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

条例の中に、第2条に加えられた分なんですけれども、「占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できることができる廃棄物は、自ら処分するように努めなければならない。」とありますけれども、この自分で処理できるものとそれから出すものの境界線にあるようなものは、具体的にこれは家で処分するものですよというものがあれば教えていただきたいと思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

一般廃棄物につきましては、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、動物の死骸等によ

っては産業廃棄物以外の廃棄物ということになっております。通常、環境水道課のほうに町民の方からこういった形で出せばいいのかということでお伺いがあります。そういったときに担当のほうから、これについてはこの袋に入れてくださいというようなお答えをしておりますので、そういった形でお示しをしているところでございます。通常、町のほうから配布しておりますごみの分別方法のチラシのほう見ていただいて、廃棄物の袋に、通常の収集袋のほうに入れていただくような形で、お示しをしているところでございます。

以上になります。

○5番（待永るい子君）

そしたら、家を片づけるときとか、分からないときは、役場のほうか、クリーンセンターのほうに相談をすれば相談には乗っていただけるということでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

議員お見込みのとおりでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（待永るい子君）

それと、浄化槽に対する価格の改定があったと思いますけれども、これをもう一回詳しく教えていただきたいと思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

現在、し尿くみ取り手数料については、税抜きの18リッター当たり160円で手数料のほうを定めております。その手数料につきまして、税抜きの207円に改定する予定でございます。これにつきましては、経過措置といたしまして段階的な料金の改定を計画しております。まず、令和5年4月から令和6年3月31日までにつきましては税抜きの172円、そして令和6年4月から令和7年3月31日までにつきましては税抜きの184円、また令和7年4月1日から令和8年3月31日までにつきましては税抜きの196円、また令和8年4月1日から207円と改定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

この議案第67号については、町長説明でもありましたように、本案についてはし尿のくみ取りに係る必要経費の高騰に伴いまして原価との乖離が生じているため、し尿くみ取りの手数料を見直し、手数料の額の改定及び字句の整理をするということになってますけれども、この議案第67号を見ますと、ほとんど廃棄物の処理、このし尿くみ取りの手数料につい

てはあまり触れてないんですよ。最後のところに、別表第2の中に160円を207円に改めるということになってますけれども、これでは、その説明の理由がなかなか分かりづらいというふうに思います。これについていかがでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

この条例の中身につきましては、主に一般廃棄物ということでごみが主に定められた条例になっております。これにつきましては、条例制定のときに他の市町等を参考にしながら定められた条例と考えております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

全協の際に説明がありまして、その中でし尿のくみ取りについては話があったんですけども、この議案の内容を見ても、なかなかこれだけでは、町長の説明とこの議案の内容では、なかなか説明が分かりづらいというふうに思っていますので、もう少し分かりやすく説明をするように心がけていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

今後こういった改定等がございましたら、議員おっしゃいますように、分かりやすい説明に努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第67号 太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第68号

○議長（坂口久信君）

日程第9．議案第68号 太良町中小企業・小規模企業振興条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（山口一生君）

この太良町中小企業・小規模企業振興条例ということで、太良町にこれに当てはまるような規模の会社というのがどれぐらいあるのか、何%ぐらいあるのか、そこを教えてください。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

商工会からいただいたデータですけれども、全体で357の事業所があり、そのうち348が小規模事業者という数字をいただいております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

大多数がこの小規模事業者ということで該当をすると。

町がこの条例を制定する結果というか、その小規模事業者が被るメリットというのは、どのようなものがあるのでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

町内の商工事業者に対する施策につきましては、今のところこの条例をもってどう変わるかという具体的なものはございません。ただ、商工会のほうからの要望といたしましては、やはり太良町の中で小規模事業者が占める割合がとても多いということから、太良町内における店舗の存在自体が町民の生活や雇用ととても密接な関係にあるということから、この人口減少の時代に店舗の存亡が危ぶまれていく時代が到来するであろうということから、また近年のコロナ禍において太良町商工会はこういった背景を下に非常に大きな危機感を持っていますと。だから、この条例化をすることで、太良町が小規模事業者に対して施策を厚くしていくという立場を表明していただけると私ども商工会、事業者共々安心して仕事ができるからこの条例をつくっていただけないかというような要望がございまして、それに応えた形でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（待永るい子君）

この条例の目的の中に中小企業等の振興に関する総合的な施策を推進することにより中小企業等の活性化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とすると書かれており

ますが、この総合的な施策というのが、どうして総合的なものが必要なのか、何が今までと、今までの課題だったから多分総合的なという表現をされていると思いますけれども、今まではどうだったのかで総合的な施策を推進するという言葉になったのか、内容についてお伺いをいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

個別具体的な施策だけではなくて、総合的な見地で商工事業者を守り育てていくという立場を表明するという事でこの言葉を使っておりますけれども、今現在のところでは、それは大きな枠では太良町の総合計画でございます。また、それ以外にも、まち・ひと・しごと創生総合戦略、それに今のコロナの対策等々、複合的な施策をいたしております。

そういった形で、ここの条文のところでそれは何をもってどうしているのかという理由、御質問でございますが、担当者としていたしましては、太良町の総合計画、それとそれの実施計画を指しているというふうな認識でおるところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

商工会のほうからぜひその条例をつくってほしいということで、先ほど山口議員の質問で特別メリットはないと言われましたけれども、でもその施策を厚くするというそういう表現をされましたので、何の目的もなかったらやっぱりそういうことは言われたいと思いますので、今後この条例をつくったことによって、重なるかもしれませんが、今まではこういうことできなかったけど、これからはできるよという何か具体的な例はありますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

先ほどの山口議員の質問のところで私が答弁いたしましたのは、この条例をつくったことで個別の具体的な施策がどうする、こうするというふうなことをするものではないということとは申し上げましたけれども、この条例をつくることでメリットがないということは申し上げておりませんので、そこは誤解がないようお願いをしたいところでございます。

それと、この条例をなぜつくるのかということの重ねての御質問でございますけれども、先ほど来申し上げていましたとおり、今地域の商工業者というのはとても厳しい状態にあります。一般質問でも山口議員が御質問されましたけれども、事業の承継の問題、それといろんなコロナ禍の問題、人口減少、通信販売等で広域的に購買層は入手をしていくということで、地域のお店というのがとても厳しくなっているというような環境の中で、太良町が、いや、小規模事業者にきちんと目を向けるよというようなことを表明するということの意義は深いというふうに思っているところでございます。コロナでも事業者に対して一律で支援を行っておりますし、そういった形で太良町はこれからも中小の小規模事業者に対して目を

向けていくというような基本的なスタンスを明らかにするというような意味合いの条例というふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第68号 太良町中小企業・小規模企業振興条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第69号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第69号 太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

議案第69号につきましては、簡易水道事業につきましては、今まで特別会計やったやつを事業会計に移すということだというふうに思いますけれども、この事業会計にするに当たってのメリットはどのようなメリットがあるのか、デメリットがあればデメリットはどのようなものが考えられるのかお尋ねしたいと思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

メリットといたしましては、管理運営に係る取引——損益取引ですけど——と建設改良等に係る取引、資本取引が区分して経理されます、今後ですね。そういったことで、経営成績を適正に示すことや、利益、損益の確定を適切に行うことができるため、その分析を通じて経営に必要な情報を得ることができます。

また、減価償却費が導入され、金額ベースでの試算における老朽化の状態の的確な把握が

可能となります。あわせて、他の類似の公営企業との比較が可能となることから、経営成績や財政状況をより正確に評価、判断することができます。そういったことがメリットだと考えております。

デメリットにつきましては、これから企業会計になって、職員のほうもそういったその会計方式等を学んでいかなければなりません。そういったことが、ちょっとデメリットになるか分かりませんが、職員への負担が大きくなるのかなと考えております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

町民にとってのメリットというのはあるのかどうかお尋ねします。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

町民さんへのメリットを申し上げますと、今後料金改定等ができた場合、今後の会計上の資料によって、町民さんには事細かな資料によって経営の状態が把握できることで、町民さんへの理解にも深まるのかなと考えております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

この会計をするに当たって、これは職員がするのか、それともどっかの会社に委託をして会計をするのかお尋ねしたいというふうに思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

会計の業務につきましては、現在も水道事業につきましても職員で行っております。今後簡易水道の会計事務につきましても、職員が行うこととなります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第69号 太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第70号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第70号 太良町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第70号 太良町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第71号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第71号 太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第71号 太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第72号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第72号 太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第72号 太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第73号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第73号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第73号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂口久信君）

起立全員。本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第74号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第74号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

消防団条例の一部を改正ということで、消防団員に火災のとき今まで1,600円だったのが4,000円に、大規模災害のとき1日4,800円だったのが8,000円にという、そういうふうになりましたけれども、この4,000円と8,000円という金額は県で一斉にそういうふうになったのか、また自治体でそれぞれ違うのか、その辺はどうでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

消防団員の処遇改善ということで国から基準が示されまして、それぞれの市町で消防団との協議の上、条例立てにするというスタンスでございまして、太良町の場合でそれぞれ検討いたしまして、火災の場合が1回につき4,000円と大規模災害の場合が1日につき8,000円ということで、この大規模災害については国の基準に従っての金額でございまして、火災につきましては、太良町の独自で検討した結果の金額でございまして。

以上です。

○5番（待永るい子君）

それでは、その自治体で火災に関して一番高い金額を示した自治体とそれから一番安い金額を示した自治体が分かれば教えていただきたいと思っております。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

令和4年4月の時点でございますけど、各市町の処遇改善状況ということで、例えば出動報酬、今太良町が改定している出動報酬については0のところもございまして。ですので、それが4団体ぐらいいは、出動報酬は出てないと。最高額については、鳥栖市さんが出動報酬8,000円ということで改定状況が示されております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

0のところもあるということで、非常に、太良も今回4,000円という金額を示していただいて、本当に御苦労していただいているので、私としてはありがたいことだなと思っております。

この大規模災害は国の基準に依るとありますけれども、よその市町に派遣をされることがあると思いますけれども、これは要請があったら派遣をするという、そういう手順になってるのでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

基本は要請があればということなんですけども、最近の一番近い例でいけば、大町町に派遣した折には、こちら主体的にお手伝いという形で、消防団のほうで協議をして派遣した事例がございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

この報酬、今度改正ということなんですけど、これが決まった時点で、今までは団のほうにこの報酬金額がいきよった団もあるというふうなお聞きしておりますが、今後どのような改正なるのか、今までどおりに団に行くのか、それとも個人にお支払いになるのか、その辺はどのようにお決めになったんですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

この報酬の支払いは、従来どおり団への支払いということで現在のところいく予定にしてございます。なお、国の基準でも申しましたとおり、個人へ支給ということで基準が示されておりますけど、その点については消防団とも協議した結果的には、現在のところは個人給付にはまだ至っていないという状況でございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

そしたら、うちの町の全体でそういうふうな個人に支払ってない、団に支払っているというシステムになってるわけですかね。あるところには個人にいつてるとか、あるところは部にいつてるとかというふうなお話を聞きますが、その辺はどのようになっておりますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、国の基準が示されて、各自治体でその報酬額とか支払いの方法、いろいろ協議をしてございます。令和4年4月現在でございますけど、直接個人支払いというのが現4団体ですか、今のところ4団体は、要は4年から年額と今回の条例改正しとる出動報酬それぞれでございますけど、年額報酬は個人とか、出動報酬は団にとか、いろいろ協議の内容がございまして、今のところ1、2、3、4、5団体が個人への出動報酬の支給という、そういう結果でございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

5団体ということなんですが、ほかの部からの不平不満はないわけですかね。そして、これが1年間1,800円だったのが2,600円増加、4,000円、1回につきということなんですが、総額的にはどれぐらいの金額は考えられているのか、今までいろいろな火災は年間通じて違う量と思うんですが、どれぐらいの試算をされておるのか、その辺もお伺いいたします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

この条例が通った暁の予算額の算定でございますけど、今のところ新年度予算の算定はしておりますけど、これを受けて、現在例えば火災が発生する見込みというかなかなか立てづらいものがありますので、試算はこれからになると思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。（「不平不満はなかとかい」と呼ぶ者あり）

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

不平不満ということでございますけど、一応消防団の中で協議をされた結果、個人給付まではないと、従来どおり団への支給ということで、その中で、例えば不平不満があったかどうかについては、すいません、確認をしてございません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第74号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

質問の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第75号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第75号 2年災47-101号 御手水地区災害復旧工事の請負変更契約の締結についてを議題といたします。

川下議員は地方自治法第117条の条例の規定によって除斥の対象になりますので、退場を求めます。

〔川下武則議員退場〕

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

議案第75号を見ますと、請負金額が、変更前が8,580万円ほど、変更後が9,673万円ほどで、1,093万円ほどが増額となっております。

提案理由の中にも請負契約の変更契約を締結するに当たりということで、この請負契約の変更の内容については触れてありませんので、この変更の内容についてお尋ねしたいというふうに思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

本工事は、令和2年7月の豪雨でオレンジ海道の長川原地区か、あの辺で起きた大きな災害のところでございまして、復旧方向として大型のブロック積みとのり面吹きつけ工ということで復旧を計画しておりまして、実際、発注した時点でやっぱり一部のり面とかが崩壊しておりまして、のり枠、のり面吹きつけとかの面積が増えております。それに伴って、のり面吹きつけに施工するのり枠工というものがおりますけど、そういうものの延長も増えております。それと、のり枠工の延長の増加に伴って、それを止めるアンカーの部分ですかね、鉄筋挿入とか言いますけど、その分の数量も増えております。それと、あとは細々とした周りの防護柵とか排水口、あと舗装工とかの数量が増減しております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

工事の規模といいますか、その内容に変更があったということはいいんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

基本的な内容は変わらないんですけど、実際施工するに当たって、現場で施工、うちは設計はやっぱりどうしても机上の設計ですので、どうしても現場と合わない部分、取付けとかそういう部分で数量が増えたりとかはしております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

この金額を見ますと1割以上変更になっておりますけれども、この額がちょっと大き過ぎるんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、これについていかがでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

確かに1割以上の増となっております。これも、実際その出来高とか、変更数量をずっと出しまして、当初と比較して計算しました結果ですので、その結果で1割程度の増加になったと私としては思っております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

工事の単価そのものには変更はなかったんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

実際もう今はこういうふうな時代、状況ですので、単価の変わった部分もございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○8番（江口孝二君）

今の工事場所は、令和元年度も多分近辺が被害に遭ったと思います。その近隣の場所は危険地域といいますか、今後この工事によってその辺は排除されているのかどうか、そこを尋ねます。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回工事したところは、多分もう今後雨が降ってもり面の保護をしておりますので、強くなってるので壊れることはないと思いますけど、実際その令和2年の災害のときに今のこの工事の少し100メートルぐらい大浦側ですかね、そちらのほうでも一部崩れたところがありまして、そこはブロック積みをしておりますけど、その上は何もしてないと。そしたら雨のとき、去年やったですかね、雨のときにちょっとその道路が崩れて広域農道のほうまで土砂が流れ込んだということで、土留めの工事はまた別にしております。

実際、やっぱり水がどっから来るか分からないという状態もありますので、今後もそうい

う広域農道沿いでも、そういう事例が発生する可能性はあるとは思いますが。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

そういう危険性がまだ取り除かれていないのであれば、やっぱり今後も注意して点検等を小まめにやってほしいと思いますけど、そのような計画はありますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

議員おっしゃるとおりに、うちのほうとしても管理者として十分点検はしていくつもりでおります。

それとまた、今回最近また見つけたんですけど、またその今のところやなく大浦側ですけど、一部のり面のほうが、イノシシかもしれないんですけど、のり面の何か網をしてるんですけど、そこを破って石が道のほうに落ちてきたりとかしてるところもございますので、そういうところはまだ来年度の予算とかでも計上していきたいと思っておりますので、管理者としても、やっぱり今後注視はしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

今回この議案第75号ということで工事の増額が出てるんですけども、この請負契約の変更という部分について、ここにその資料がついていれば我々1回質問しなくても済むんですけども、一応ルール上3回というふうになってるので、ほかの議案もそうなんですけれども、非常にこう不親切な感じがするんですよ。ここに情報はあえて載せなかった理由というのは何なんでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回、先ほど説明しましたように、おのおの水路の変更とかの積み重ねでございまして、つける資料としても設計書そのままつけるとかそういう感じにしかできないかなあと思っております。簡単に議員さんに説明できるような内容でございましたら今後もちろんつけていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

これについて我々その賛成か反対かということをやっていくわけなので、できればそのこの判断材料になる部分の情報を、議案ごとに、これだけじゃなくて、入れていただきたいなと思っております。

引き続き質問をするんですけども、オレンジロード沿いで山をぶった切って道を造ってるので、一部もともとあった水脈とか、そういったものを途切れさせていってるというような状態になっているのかなと思っています。今回御手水地区で大規模な崩落があって、非常に皆さんひやっと思ったと思うんですけども、そういった水脈の調査とか、ほかにちょっとリスクがあるなというようなところの調査というのは、改めて、ああいった洪水とかもありましたので、調査をされる予定というのはありますでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

議員が言われました水脈ですかね、水の流れですけど、建設当時には多分県のほうでされていて、その対応とかもされていると思います。うちのほうには、完成してからうちのほうに譲渡されたもんですから、その前の詳しいいきさつは分かっておりません。ただ、江口議員さんも言われたように、今後もそういう水の出具合とかですよ、そういうのはちょっと注視して行って、もしそういうところがあったらちょっと調査とかすることになると思います。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

ほかの箇所も大小あれど、やっぱこうちょっと崩れてきてるなどか、雨が降ると水がこう出てきているというような、もう、すぐ分かる箇所、崩れてはいないけどそうなっている場所というのもあるので、そういうときに直ちに通行止めとかそういった対処ができるように情報を集めていただいてほしいなど、個人的な希望としてお伝えしておきます。

○3番（松崎 近君）

この業者が誰なのかというのが、私何も資料を私持ってないんで私が見落としてるのかもしれないけど。

以前、建設課長が失職しましたよね。その人はこの工事の請負に関して何らかの関係ないのかどうか、それだけで結構です。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

まず、最初の業者の名前ですけど、この議案のほうの下の方、4番目のほうに書いております。契約の相手方、株式会社川武潜水興業さんでございます。

それと、後のほうのその職員のことについてですけど、そのときは災害の発生したぐらいのときですので、全然関係ありません。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第75号 2年災47-101号 御手水地区災害復旧工事の請負変更契約の締結について、
本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

川下議員の出席を求めます。

〔川下武則議員入場〕

日程第17 議案第76号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第76号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

指定管理者の指定については、第76号から第81号までありますけれども、この提案理由の中に、例えば金額とか、その指定する団体を決めた理由がありません。判断材料に欠けるような気がしますけれども、これについて、今後この金額、あるいはその指定された経緯あたりを簡潔にこの提案理由の中に入れていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

先ほどの山口議員も一緒だったと思いますけれども、この議案を出すとき、例えば変更理由とか何かをそこにきちっとずっと書いてとか、そら親切だろうと思います、そういうことすることがですね。

ですから、ここに提案する以上の提案理由を私がさっと、極端に言えば簡単な形で過去においてもこういう形をつくってありますと。ですからやっておりますけれども、こういう議案審議する中で、いろいろ、例えばさっきの契約案件ですけども、こうして幾らか、どういう材料がどう増えてこうやっとなら、こうだったということがここに書いていくことは、提案理由の中でか、もう物すごくあそこを変えていくというふうなことになるので、そこら辺は執行部のほうでいろいろ判断をしながら、そしてこうして議案を審議する段階で皆さん方がこれについてはどうかという御質問を受けて、担当課なりが答弁してるわけですね。

ですから、今回のこの指定管理についても、そこに指定した理由というのが何かというふうなことですけど、例えば応募があったのか、なかったのかのような話になってくると思います。ですから、応募がなかったらもう、今まで前例で、例えば農村公園については大川内区にお願いしますとか、そういった形で応募がなかったときはこういう形で出していくわけですね。ですから、議案第何号は農村公園、議案第何号は竹崎城址展望台公園とか、こういう形で出していきますので、そこら辺は少し検討はさせていただきたいと思いますが、理由としては応募がなかったからと。ほかに応募がなかったからというぐらいじゃないかなと思います。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

幾らかで、詳しくは要らないと思いますけれども、必要最小限というか、の理由はぜひ記述、記載していただきたいというふうに思います。というのは、先ほどの話じゃないんですけど、それによって質問の内容あたりも違ってくるというふうに思いますし、せんでよかとはもうせんでよかかなと思ってますので、そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第76号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第77号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第77号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（江口孝二君）

先ほど大川内区の公園もそうでしょうけど、今回のもうこの健康の森公園も町外の人が多分利用されていると思います。その人たちからの苦情等とか、改善策とかの要望はあってお

りませんかお尋ねします。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

要望等は、遊具の整備とかの要望はあっておりますけど、管理についての、特別にここをこうしてほしいとかという要望はあっておりません。

以上です。

○8番（江口孝二君）

この健康の森は、指定管理区域外、ちょっと広かですよね。そして、イノシシが多分我が物顔で生息していると思いますけど、そこら辺は何か対策等を取られておるのか、防護策を取られているのかお尋ねします。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

イノシシに対する防護としてはわなとかが考えられますけど、公園内ですので、もし対人でわなでけがされたりとかということがありますので、わなの設置等は今のところ考えておりません。対策も今んところは、見守っているというのはちょっと変な感じですけど、そんな感じであります。

以上です。

○8番（江口孝二君）

私が心配しているのは、イノシシ、これは12月下旬から多分発情期にオスは入ります。活動も活発になります。そして、2月、3月はタケノコが好物なので、あそこ、森林公園の下には町有林の竹林があるんですよね。だからそこら辺で出没回数が増えると思うけん、そこら辺はぜひ対応策をしてもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えします。

竹林については、この健康の森公園の指定管理の範囲外になりまして、一応森林組合のほうからその整備をどうするかという協議はあっておりまして、新年度予算でワイヤーメッシュ、それを設置するような要望をしたいと思っております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今の答弁で、指定管理区域外だから関係なかというような答弁は、やっぱ考えてもらいたいと思います。そしたら、事故が起きたときに、指定管理外だったから責任を取りませんというような答弁に私は聞こえました。

だから、そこら辺はやっぱ創意工夫はしてもらって、対応方、お願いしたいと思いますが、もう答弁は要りません。一応そこら辺を心がけてもらいたいと思っておりますので、

よろしく対応方、お願いします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないですので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第77号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第78号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第78号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（江口孝二君）

この竹崎城址展望台、そこが指定管理に入っているかどうかは分かりませんが、早泊から下のほうの、草スキー場の下のほうに道がありますよね。この間それを景観が悪いということで、伐採をされました。ところが、予算の都合かどうかは知りませんが、最終、駐車場まではされておりません。だから、せっかく出すのであれば、やっぱり使う人の身になって、途中まではきれいになったって先はまだ車は当たって、これはほかのことにも言えますけど、やっぱりそこら辺は現場確認して、利用される方が不快な思いをされないように、ぜひ延長してでも工事方、よろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

予算計上、また現場の確認とかするとき、議員御指摘のとおりにもう少しきちんと見て、予算計上して実施をしていきたいと思ひしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第78号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第79号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第79号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

これ、たらふく館のほうになっておりますのが、これは、おやめになった漁師の館の件についてはどのような処遇になされておられるんですか。まずはその辺からお伺いいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

漁師の館につきましては、今まで漁師の館運営協議会が指定管理者でございましたので、そこの指定管理契約でございました。この議案につきましてはたらふく館とたらふく館別館なので別物でございますけれども、関連がございますので答弁いたしますと、今のところ漁師の館の跡地につきましては、有効活用検討委員会を開きまして、あの施設の撤去の予算を組むべく見積りを取ったところではございましたけれども、想定以上に撤去費用が高く見積りが出ておりましたので、今年度に補正予算を組む予定でございましたけれども、金額があまりにも大きいということで再度見直しをいたしまして、新年度予算のほうで撤去の費用を計上させていただきたいというような段取りで今進めているところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

違った質問して申し訳ないと思っておりますが、その新年度の場合に予算立てをされるということなんですが、今なんでこうやってしとるかということ、お客様からも言われるし、またあそこの従業員さんからも言われます。どうするんですか、ここはって、何とか早せんですかって。こういうこといつも言われますんで、もうあれがやめるようになってから、もう大分になるでしょ。3月31日末だったでしょ。そんで、その振興会のお話ができるのもど

ういうふうな内容か我々にも伝わってこないし。だから、その辺を早く、1年でも2年でもほったらかししとったってどうしようもない。町長、その辺でいかがですか。どうお考えですか。

○町長（永淵孝幸君）

今、副町長筆頭に検討委員会をしていただいております。そこを料理飲食店組合で後運営できないかというようなことで御相談をしたところでございますけれども、まだ飲食店組合からもあのままの状態ではというようなことで、正式にもろとらんような状況で。

ですから、あれも実は、建物は外観的に見たときは、ほんにこう、古くはないという感じですがけれども、耐震化等も今後やはり出てきますので、もしも何かあったときに壊れれば大変だというようなことで、先ほど担当課長が言いましたように、まず撤去の方向でと。しかし、金額が高かったもんですから、ちょっとあいぎにや、そりゃ取り壊すというたら問題と、逆にリフォームみたいにして利用できんかと言うたばってん、やはり耐震化に引っかかるというふうなことでありましたので。あとはやはり撤去した暁にはたらふく館あたりとも協議をしながら、また飲食店組合あたりが新たに何か考えてもらえば、また幸いかなと思うところもありますけれども、現在のところではまだ白紙の状態、まず撤去が先決と。そして、私は撤去してしまえば、あそこをイベント広場みたいにして、今駐車場利用していろいろやっておられますので、そういったことじゃなくて、そこを利用して何かできないかということも含めて検討してくれってなことで、副町長にはお願いをしているところです。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

副町長、検討委員会を立ち上げて長になっておられるということなんですが、あそこに、今飲食店組合、わいたちどがんすつとかいて、あのままじゃされんばいって、あのままじゃ飲食店はされんと。だから、あそこはやっぱり取り崩してもろて、さあ後何か造っていただければ我々も入る余地あるけど、このままじゃ入れんというふうな意見も聞いております。

また、私が前から町長に提案したこともあったんですが、交流人口を増やすためにも史料館を持っていってはどうかと思うんですよ。そら金はかかります。その辺も一理、置いていただけて検討していただければ、皆さん喜んでいただく地域、地区になるのではなかろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたして、ちょっとだけ副町長のお意見等をお聞きできればと思っておりますので。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

史料館をとということでございますけれども、それも含めて今後検討していくのですけれども、一つそのときに皆さんで会議の中で合意したのは、もう我々とかだけでは決めないで、例えばたらふく館の方とか、それからもちろん、料飲店の方とか、一般の方、いろんな若者

辺りもいろんな、こういうのがいいんじゃないですかというのを持ってるはずだから、そこら辺の意見を取り入れて検討していきましょうという話はできております。今のところそれだけです。今後どういうものができるか、どういうふうにするかというのは、今後その会議を経て決まっていくということになるということでございます。だから、史料館も含めて検討したいと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第79号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第80号

○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案第80号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第80号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第81号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第81号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第81号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第82号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 議案第82号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（川下武則君）

この前の臨時議会でも総務課長にお尋ねしとったんですけど、職員さんのこれ見たら、補正でも幾らか、460万円ぐらい上がったんですけど、職員さんの給与ですけど、県内で何番目ぐらいか、そこをお願いします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

給料の指数で測るような数値がラスパイレス指数というものが出ておまして、これは国を100とした場合の地方公務員の給与の実態調査の結果で、ラスパイレス、全国の平均が99.0%でございまして、太良町は94.9%となっております、低いほうから5番目でございます。ちなみに県内で一番高いところは基山町で、国平均の99.0%ということですが、太良町は下から5番目でございます。

以上です。

○10番（川下武則君）

下から5番目ということは、10の町がある中で5番目ということと一緒ですよ、町でしたら。ここら辺をもう少し、町の職員さんたちも頑張ってくれたりですよ、実は昨日も知事と一緒に街演させてもろた折でも、非常に太良町の期日前投票のともいいし、しょっちゅう職員さんたちも、いろんな意味で放送もしたりして頑張っているっていいですか、そういうところも含めて、もう少し上げていくような対策を取ってもらえたらと思うんです

けど、そこら辺、町長がいいのか、総務課長がいいのか、答弁があればよろしく願います。

○町長（永淵孝幸君）

今、議員御案内のとおり、職員は本当に頑張ってくれております。マイナンバーカードあたりも、本当に率が低かったのを、もう県下でも10番、11番、12番目ぐらいまで申請率を上げてくれたというふうなことで、ほかの課も全てですけれども、職員は皆一生懸命頑張ってくれております。

そういった中ではありますけれども、やはりうちも国家公務員の給料表に準じて行っておりますので、例えば18歳高卒で幾らとか、大学卒で幾らという格付があります。それをよそより高くじゃあ格付するというようなことは不可能だと思いますので、人事院勧告にのっとった形で、うちのほうも給与は格付しておりますので、議員が言っているのはありがたいことですが、よそより94.9%ぐらいで低いからといってなんか部分的にポイント上げるんじゃないかと、そういった格付しておりますので、そこは御理解を、人勧にのっとった形で格付しているというふうなことで理解していただきたいと思います。

以上です。

○10番（川下武則君）

ぜひ基山町が一番県内で高いということなんで、基山町を目指して、太良町の役場に働いてよかったって職員さんたちが本当に実感できるようにしていただければ幸いかと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

○8番（江口孝二君）

今の川下議員の質問と真逆の質問をさせていただきます。

というのは、この補正予算書の22ページを見てもらえれば分かりますけど、この時間外は、これは令和4年度は当初3,348万3,000円、そして今回3,621万円になりますけど、時間外は令和3年から私が提案したことで、これまでは総務課で一括計上しておられましたけど、各課になりました。令和3年からですね。それは何のために私が提案したかといえば、よりシビアに実態が分かっているから時間外も把握できるだろうという気持ちで私は言いましたけど、結果的に各課増額になっております。もう令和2年からすれば1,000万円以上増額になっておりますよね。今回も2、4、6、7件ですかね、増額で計上してありますけど。提案理由で避難所の対応とか業務量の増加ということをやっていますけど、実際職員の業務は各課長さんが日々把握されていると思いますけど、各課長さんはどのような対応されておられるのかお尋ねします。誰か代表でもいいです。分かるように説明してください。

すいません、時間をとってもあいですが、各課長さんでやっぱりそれなりの、ただ申告があったから時間外を見てます、それであるならば、何の努力もないですよ、皆さん。ここで今私に言われてすぐでも対応できるのであれば、それなりの仕事されてると私は思いま

すけど、その対応もできないのであれば、後でもいいですから、各議員に分かるように文章でもいいですので、回答方、お願いします。もうよかです。回答いらんです。

○議長（坂口久信君）

各課長さんについては、書面で回答を、自分たちの思いでもよかし、ほか課の対応についてでもよかし、それを議会に提出してください。よかですか。

ほかに。

○5番（待永るい子君）

補正予算書12ページの電力不足に伴う光熱水費300万円についてお伺いをします。

ざっと毎月100万円近くの電気代が計上されているんじゃないかなと思いますけれども、毎月。これが300万円を計上されたということのどれくらいの期間を考えてあるのか、この300万円の金額を設定された基礎、基本、これはどういう考えなのかをまずお伺いしたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

燃料費の光熱水費のうち電気料金でございますけども、請求の内訳の中に燃料費の調整単価というものがございまして、この単価の上下でもって金額が上下してくる、あとその省エネ賦課金とかいろいろございまして、最も影響するのがこの調整単価というものでございまして、令和4年4月がこの調整単価が1.5円でありましたものが、7月には2.3円、10月には5.57円ということで、倍々々で上がってきてるところもございましたので、残りの月数に反映をさせたところで、月50万円の6か月という算定でもって計上している数字でございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

これは町の公共施設とかそういうもの合わせたものだと思いますけど、学校関係はどうなってますでしょうか。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

19ページのほうに23万8,000円計上いたしております。この内訳につきましては、中学校の電気、水道分の年間で不足分を算定し直したところの額でございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

この光熱費に関しましては、これお金だけの問題ではなくて、限られた電力をどういうふうにみんなで分け合っていくかというのが大きな目標になると思います。それで、やっぱり節電ということで具体的に考えていかなくちやいけないんじゃないかなと思います、今後は

ですね。その具体的な節電ということをどのように考えてらっしゃるか、これはもう学校も含めてです、やっぱり。子供たちにも電力がこんだけしかないんだよって、これを皆で分け合うんだよって、じゃあどういふふうに節電をしていこうかというのは立派な教育じゃないかなと思いますけれども、町としてこの節電対策、どのように考えてありますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

ウオームビズという制度がございまして、これはもう職員の個人的な着衣の問題でございますけど、それでもって自分で寒さを管理していただくということで、できるだけ暖房を使わないとか、そういう小さな積み上げを職員にお願いした経緯がございます。

以上です。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

今総務課長がウオームビズというような話をしましたけれども、以前からこの光熱水費の、特にその電気につきましては、節電意識を皆さん、職員持っているはずでございます。というのは、昼休みとか全部電気を消してくれと。ただ、仕事場の昼休みもやっている受付あたりはつけてるときもありますけど、それ以外はほとんど消している、消すということを慣例としておりますので、従来からそういう電気の節電対策については行っているということでございます。

○5番（待永るい子君）

確かにその打ち出されたときは皆さん一生懸命やられるのである程度成果は出ると思いますが、また今後はずっと続けていくということが大事じゃないかなと思いますので、その辺のことを、実際に給食センターがすごい節電をして価格が下がったという事例もありますので、そういうことを参考にしながら、ぜひ行政挙げてその辺は取り組んでいただきたいなと思います。

○町長（永淵孝幸君）

今副町長も言いましたように、以前から電気は不要なもんはとにかく消すというふうなことで、明るい所、電気つけんでよかろうというようなことまで話しております。パソコンあたりも暇なときはちょっと畳めば自然に節電になるわけですから、電気は消えてくわけですから、そういったことをしながら、もう席を離れたりとか、何かするときは切らすと。そしてトイレもついとって、気づいたときは、出たときは消すとか、そういうことをもう心がけていただいております。とにかく自分の家でやってるように、やはり自分のうちもいろいろ辛抱すつとは、全ての、例えば電気だけじゃなくて、水道においても全てのものに、役場で使うものについては自分のうちのものだというふうなことで日頃からやってくれというようなことはもう最初、初任者が入られたとき、お話も私もさせていただいておりますし、職員

もそういったことで頑張らせていただいているものと思います。だから、いろいろな経費節減ができて、基金等も残ってきてるんじゃないかなという感じをしておりますので、職員も頑張ってくれているというようなことを日頃申し上げてるところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○9番（所賀 廣君）

予算書の18ページを見てみますと、非常備消防費の中で、消防車両などで1,261万円ほど減額になっております。これは、説明書のとおり小型動力ポンプ2台分だと思いましたが、当初予算を持ちませんので、恐らく組んであったこととは思いますが、これは2台、入札あたりが行われたのでないかと思いましたが、いつ行われてこの2台、業者が決まったのかどうかからお尋ねしたいと思えます。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

契約行為に至る前に、つまりその入札の起案等々至る前でございますけども、8月の段階で、実際業者、4業者ありますけども、業者のほうから、これ特殊な車両でございますので、発注を受けてから工事にかかる車両でございます、どうしてもその残りの期間では半導体不足等々もあって納期が年間では間に合わないよという業者さんからの提案がありまして、いろいろ調査をしましたところ、ほかの市町も同じような事例がございます、太良町の場合は1年先延ばしにしようと、その分については車検をするという、そういう経緯に至ったことでございます。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

今の説明では8月ということを言われましたが、新年度は4月から始まっておりますね。おまけにこのコロナなど、半導体不足など書いてありますが、これは4月から始まった問題じゃないと思います。もうずっと以前から分かってた問題なので、この半導体あたりが特に絡んでいく、ほとんど絡んでいく商品があると思えますが、分かるとしたら新年度予算が通った後にすぐ対処すべきでなかったですか、どうですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員おっしゃる業務の平準化等々の問題でございますけど、当然予算化をした以上は早期発注というのは原則でございますが、優先度を考慮しながら業務をした関係で、いざそういう着手しようとしたときにそのような問題になったことでございます。当然、予算計上しとる以上、4月から早急にということが原則でございますけど、今後気をつけたいと思っ

ております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

今の説明を聞きますとどうしても優先順位みたいな感じに聞こえてしまうわけですが、優先順位から考えればこの消防、まだ動くのは動くはずですが、20年を経過したものに対しては買い換える対象のものだというふうにはずっと以前から聞いております。特に消防あたりは優先順位からすれば1位じゃないかと、そういう感じがするわけですね。おまけに半導体に絡んだ商品、半導体に絡んでない物件も予算の中にはあったかと思えます。その辺は今後考えてもらわんと、こうやって1年間遅れてしまうわけですね。

新年度に入った段階で、恐らく新年度の予算でこの1,200万円は計上してあると思えますが、今度は、令和5年度に関してはその辺を十分考えていただいて、発注も当然議会で承認されれば即対応していただきたいと思えますが、課長、お願いします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

早速、早速といいますか、当然に順位を上げたところで事業を着手したいと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

今回の補正予算でも11ページとかにもありますけども、ふるさと応援寄附金の繰入れとか、ふるさと納税関係の資金の動きがありますけれども、今年度のふるさと納税の寄附の状況について、上がるとか、下がるとか、今分かっていることについて教えてください。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

今年度のふるさと応援寄附金の状況ですけど、残念ながら昨年よりも下回る状況でございます。原因としましては、主力であるミカンが収量が少なく不足していたということが大きい点でございます。あともう一点、こちらも主力でございますけど、牛肉についても例年以上の申込みが入っていない、こういった状況でございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

ミカンとか牛肉とか生ものというか、ぶれが出たりとか、消費者の嗜好が変わっていつている状況にあるかと思えますので、原因を特定して、なるべくこの寄附金を獲得できるような動きを、早急に対策をしていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

予算書の16ページですけれども、農地費の中に地域農業水利の施設のストックマネジメント事業の補助金が105万円ほど追加になっています。

この大浦土地改良区の用水路の改修ということですが、この具体的な事業の内容とこの事業量を見直すということにもなっていますけれども、この事業量を見直された内容をお尋ねしたいと思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

このストックマネジメント事業につきましては、これは、議員御理解していると思いますが、土地改良区の水利施設とかの計画的な修繕ですかね、そういうものを国のほうに計画を上げて実施しているものでございます。

今回、国のほうから追加配分というものがございました。それで、本来次年度、令和5年度に予定していた中畑地区の減圧水槽、その分の修繕を1年前、今年にするということで、この分の追加の予算を計上しております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

前倒しというか、そういうことですかね。これで大体この水利事業というのはもう終わりということになるわけですか。まだ事業継続するんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

このストックマネジメント、特に大浦地区は規模も太く、ほかにもたくさんその減圧槽とか修理するところがあるとは聞いておりますので、今後もずっと発生してくると思っております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、その予算要求というのは今後もやっていくということになるわけですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

そのとおりで、毎年こういう額が上がってくると思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第82号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第8号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第83号

○議長（坂口久信君）

日程第24. 議案第83号 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第83号 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第84号

○議長（坂口久信君）

日程第25. 議案第84号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第84号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第26 議案第85号

○議長（坂口久信君）

日程第26. 議案第85号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第85号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第27 議案第86号

○議長（坂口久信君）

日程第27. 議案第86号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第86号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第28 議案第87号

○議長（坂口久信君）

日程第28. 議案第87号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第87号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第29 議案第88号

○議長（坂口久信君）

日程第29. 議案第88号 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

補正予算書の最後のページになりますが、病院3ページ、建設改良費で擁壁の設置工事ということで400万円計上してあります。これを説明していただけますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今回リハビリ室の増築工事を行いました。その工事を行った後に、後というか最終段階で病院南側、建物の南側の町道に面した面が土砂が町道に流れ込むおそれがあったので、そこに擁壁を、40メートルぐらいになりますけど、擁壁を造って土砂の流出を防ぐために今回の補正をしているところです。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

今の説明で町道って言われました。私、里道かな、町道かなというふうに思いましたが町道なんですかね、見てみました。そしたらちょうどその境目、町道か里道か、その境目の側溝の内側にか、土のうがずらっと置いてありましたのでこのことかと思いましたが、今回予定されているのは、その擁壁の高さとそれから、リハビリ室ができたところから海のほうに関してずるっと造られると思いますが、擁壁の高さと長さ、これはどのようにになりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

擁壁の長さは先ほど申しました40メートルです。高さは一番高いところで90、だんだん低くなってきまして30センチぐらい、ちょっと段差はあります。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

高さが90そこそこかなって言われましたが、今現在のリハビリ室の外側には砂、きれいな砂状の泥やったですか、敷き詰めてありますが、あれは道路よりも1メートル以上あってなかなという感じがしましたので、そうかなと。

それと、もう一つ聞きたいのは、当初の計画設計の段階で、設計事務所がああ辺の周りとかいろんな実測をすると思いますが、そこで、これはこういうふうになるな、泥を敷き詰めるならば流れ込むなという予測がつかんかったのかどうかですね。手落ちではなかったと思いますが、何となく土のうを見てみまして、かなりこれは不自然な工事に見えるなという、思いました。どうでしょうか、設計事務所が当初計画設計の段階で把握できなかったのですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この場所については、当初、土羽仕上げということで計上しておりまして、予算上の問題で、本来はもう途中で壁とか、今回のような擁壁とか打ったほうがいいんじゃないかという

検討はしておりますけど、予算上足りないということで、当初は土羽のままで仕上げるようにしてございましたけど、あと業者が自主的に一番下のほうに土のうを置いて、そういったその表面も真砂土で覆ってあると思います。それは、もう業者の自主努力をしてもらったんですけど、当初はただ土羽ですので、芝とかの生えればもつということで、考えはされてあったと思います。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第88号 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第30 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第30. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会の委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託の申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議案の上程。

町長提案の議案第89号から議案第90号を一括上程をいたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

議案第89号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

本案は、令和4年12月23日をもって任期満了となる松尾雅晴氏を再度教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第90号は、教育委員会委員の任命についてであります。

本案は、令和4年12月21日をもって任期満了となる中尾浩栄氏を再度教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第2 議案第89号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 議案第89号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件については、除斥の規定はございませんが、教育長松尾君から退席の申出がありましたので、これを許可をいたします。

〔松尾雅晴教育長退場〕

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第89号 教育委員会教育長の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

教育長の出席を求めます。

〔松尾雅晴教育長入場〕

追加日程第3 議案第90号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 議案第90号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第90号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

この際申し上げます。

今定例会の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。今定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定に基づき、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今定例会は、12月2日に開会以来、本日まで8日間にわたり町政当面の諸議案を審議いたしてまいりました。本日で閉会となり、特に緊急案件がない限り、令和4年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

今年一年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により各種イベントが徐々に再開され、また国による旅行支援が実施されるなど、経済活動が少しずつの回復の方向に向かっていますが、世界的な需要増加や2月に開始されたロシアによるウクライナ侵攻の影響による小麦や油脂などの原材料価格の高騰、原油価格の上昇による物価、物流費や包装資材などの値上がりなどにより、私たちの生活はいまだに厳しい状況が続いております。

9月23日には西九州新幹線が開業されましたが、江北・諫早間は上下分離方式での運行となり、また肥前浜・諫早駅間は非電化区間となって乗換えが必要になるなど、特に通学、通勤に影響を与える結果となりました。

一方で、現在開催されているサッカーの世界カップ大会では惜しくも初のベスト8進出を逃した日本でありましたが、ワールドカップチャンピオンの経験があるドイツ、スペインを倒すなど、その姿勢に勇気と感動を与えていただきました。

このような中、町長並びに町執行部の皆様には、職員の英知を結集し地域住民の声に耳を傾けながら各種業務に精励されましたことに対し、改めて感謝を申し上げます。議員各位におかれましても、町民の代表として愛町精神を持って本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスについては、相変わらずの変異を繰り返し続けており、いまだに収束のめどが立っておりません。どうか皆様方には、くれぐれも健康に十分注意され、健やかな新年を迎えられますようお祈りを申し上げて、閉会の御挨拶といたします。

これもちまして令和4年第6回太良町議会定例会第4回を閉会をいたします。

午後0時3分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則

署名議員 久 保 繁 幸